広報利用に係る同意書

※　広報利用に係る同意は任意であり、同意は補助金の交付決定の要件ではありません。ただし、同意・不同意に関わらず、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、広島県情報公開条例に基づく情報公開の対象になります。

　当社・団体は、交付決定を受けた場合、

　　１　広島県が運営する広島県奨学金返済支援制度導入企業データベースに掲載し、所定の情報を一般公開するとともに、教育機関や学生等に情報提供すること

　　２　広島県が、自ら又は他者が作成する、ホームページ、発行する印刷物、その他広報媒体において、当社・団体を従業員に対する奨学金返済支援制度を設けている事業者として、事業者名（社名・団体名）、所在地、事業概要及び制度の概要を広報目的で掲載すること

　以上の事項について

　同意する　　　・　　　同意しない

令和　　年　　月　　日

 　企　業・団 体 名

　　　　　　　　　　代表者 職・氏名